

令和 5 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 6 年 12 月
札幌国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、実地調査件数は247件（対前事務年度比105.6%）、追徴税額合計は15億2千8百万円（同98.7%）でした。

○ 相続税の実地調査事績

事務年度等 項 目		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 234	件 247	% 105.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 202	件 206	% 102.0
③	非違割合 (②/①)	% 86.3	% 83.4	ポイント ▲ 2.9
④	重加算税賦課件数	件 24	件 23	% 95.8
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 11.9	% 11.2	ポイント ▲ 0.7
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	百万円 6,021	百万円 6,202	% 103.0
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 443	百万円 849	% 191.6
⑧	追徴 税 額	百万円 1,382	百万円 1,305	% 94.5
⑨		百万円 167	百万円 223	% 133.0
⑩		百万円 1,549	百万円 1,528	% 98.7
⑪	1 実 件 地 当 調 た り 査	万円 2,573	万円 2,511	% 97.6
⑫		万円 662	万円 619	% 93.5

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

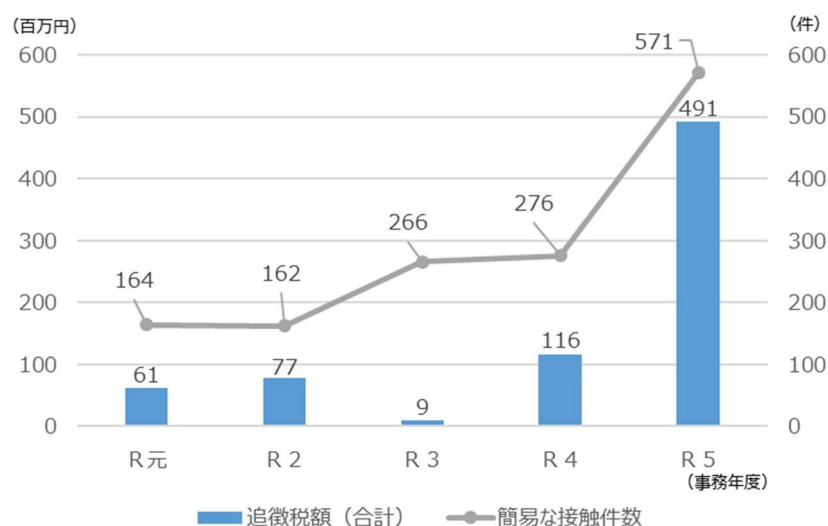
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和 5 事務年度においては、令和 4 事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は 571 件（対前事務年度比 206.9%）、申告漏れ等の非違件数は 161 件（同 120.1%）、申告漏れ課税価格は 29 億 8 千 5 百万円（同 200.9%）、追徴税額合計は 4 億 9 千 1 百万円（同 422.1%）と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成 28 事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

事務年度等 項 目			令和 4 事務年度	令和 5 事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数		件 276	件 571	% 206.9
②	申告漏れ等の非違件数		件 134	件 161	% 120.1
③	申告漏れ課税価格		百万円 1,486	百万円 2,985	% 200.9
④	追 徴 税 額	本税	百万円 99	百万円 466	% 469.1
⑤		加算税	百万円 17	百万円 25	% 148.5
⑥		合計	百万円 116	百万円 491	% 422.1
⑦	1 簡 件 易 当 な	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円 538	万円 523	% 97.1
⑧	た 接 り 触	追徴税額 (⑥／①)	万円 42	万円 86	% 204.0

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

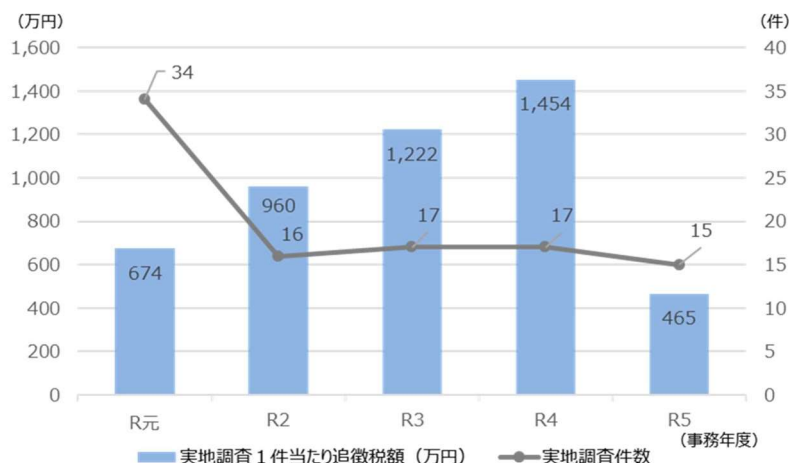
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和5事務年度においては、相続税の無申告事案に対する実地調査を15件（対前事務年度比88.2%）実施しています。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

事務年度等 項 目			令和 4 事務年度	令和 5 事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		件 17	件 15	% 88.2
②	申告漏れの非違件数		件 16	件 12	% 75.0
③	非違割合 (②／①)		% 94.1	% 80.0	ポイント ▲ 14.1
④	申告漏れ課税価格		百万円 1,811	百万円 866	% 47.8
⑤	追徴 税 額	本税	百万円 209	百万円 53	% 25.6
⑥		加算税	百万円 39	百万円 16	% 42.5
⑦		合計	百万円 247	百万円 70	% 28.2
⑧	1 実地 件当 たり 調 査	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円 10,650	万円 5,770	% 54.2
⑨		追徴税額 (⑦／①)	万円 1,454	万円 465	% 32.0

○ 相続税の無申告事案に対する調査実績の推移



2 贈与税の実地調査の状況

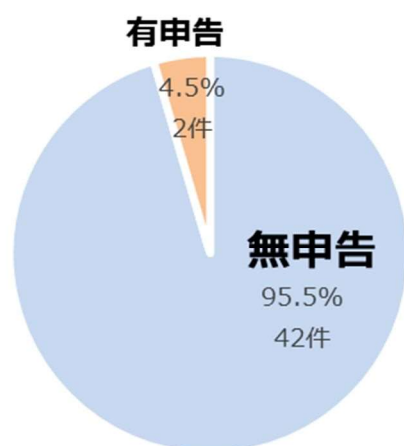
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は189万円（対前事務年度比95.5%）でした。

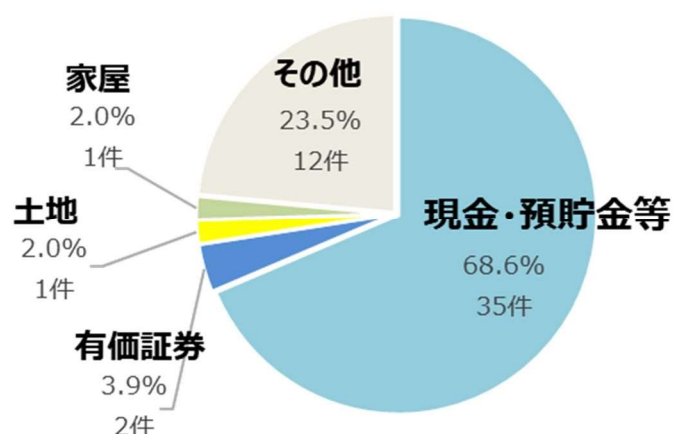
○ 贈与税事案の実地調査の状況

事務年度等 項 目		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	77件	44件	57.1%
②	申告漏れ等の非違件数	77件	44件	57.1%
③	申告漏れ課税価格	620百万円	276百万円	44.5%
④	追徴税額	153百万円	83百万円	54.5%
⑤	1 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	805万円	627万円	77.9%
⑥	追徴税額 (④/①)	198万円	189万円	95.5%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



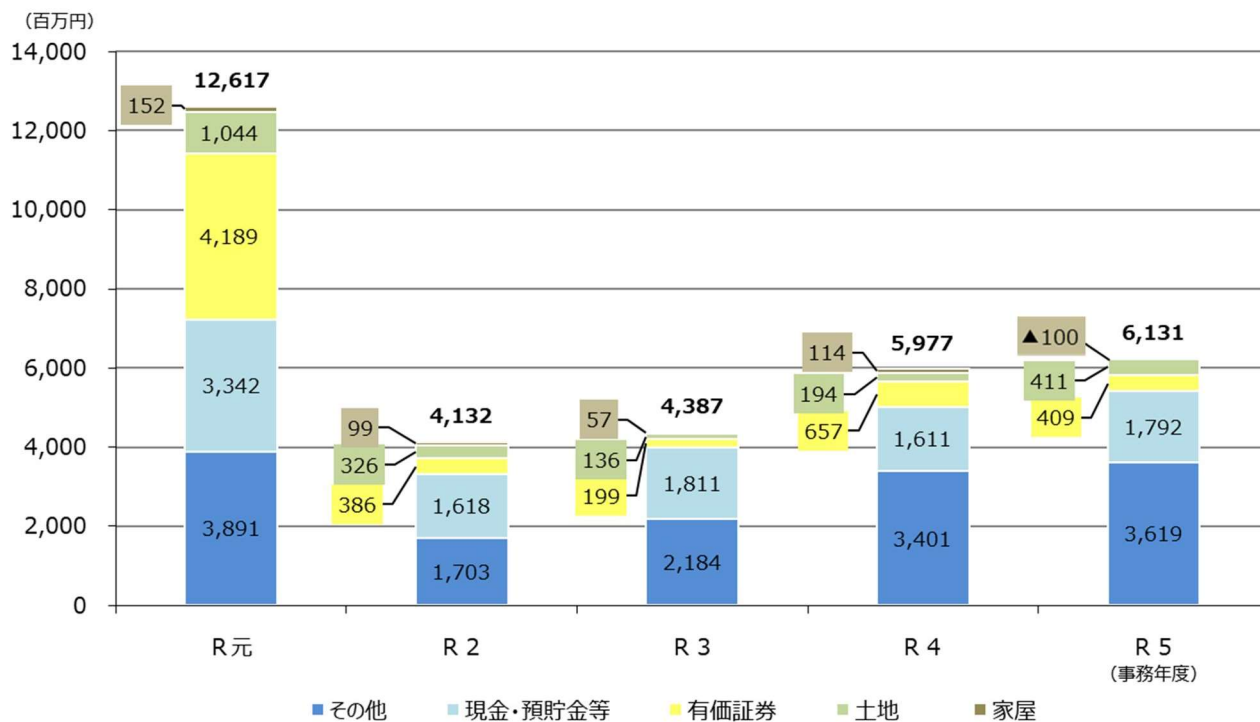
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

